

健康福祉部の「運営方針と目標」（平成 23 年度）

健康福祉部長 城所 吉次
健康福祉部調整担当部長 高階 豊彦
健康福祉部地域ケア担当部長 木住野 一信

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、平成 23 年度施政方針に基づき健康福祉施策を推進します。具体的には、現在策定中の第 4 次基本計画、健康福祉総合計画 2022(仮称)と調整を図りつつ、第四期介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適切な運営や、第 2 期障がい福祉計画に基づく障がい者施策の一層の推進に取り組むとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法等に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の 4 課と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、生活保護法に基づく援護等の生活福祉に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者（児）の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日現在）

①職員数

職員数

健康福祉部職員 130 人

職員比率（正規職員）健康福祉部 130 人 / 市職員 1,040 人 職員比率 12.5 %

②予算規模

予算規模

平成23年度健康福祉部予算額

一般会計 14,162,102,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 12,861,120,000円

介護サービス事業特別会計 948,368,000円

介護保険事業特別会計 10,351,551,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・各個別計画に基づく福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、現在策定中の健康福祉総合計画 2022（仮称）と調整を図りつつ、第四期介護保険事業計画、第2期障がい福祉計画等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティネットの構築を図り、高齢者や障がい者などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備します。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めます。

本年度は、健康福祉総合計画 2022（仮称）を始め、第五期介護保険事業計画、第3期障がい福祉計画の策定に取り組みます。

・住民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でできるだけ長く安心していきいきと暮らすことができるよう、サポートが必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡充に努め、「コミュニティ創生」を進めます。

本年度は、「井の頭」、「新川中原」、「にしみたか」の各地域ケアネットワークについて、居場所づくり事業や見守り・支援の仕組みづくり等の活動への支援を引き続き行うとともに、昨年度末に設立した地域ケアネットワーク・東部の具体的な事業の検討と展開を図ります。

また、残る3地区においても、新たなネットワークの設立に向けて取り組みを進めます。

このほか、引き続き傾聴ボランティアの養成・活動支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターの養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

・健康づくり・介護予防事業の充実、各種検診及び予防接種事業等の拡充

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実を図ります。

このほか、妊婦健康診査の公費負担の拡充や女性特有のがん検診の推進など各種がん検診の拡充を行うとともに、東京都の臨時特例基金を活用して、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を実施します。

・障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めるとともに、その一環として、民間法人が行う施設整備への支援を引き続き行います。

北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」（報告書）を踏まえ、障がい児の相談・療育の中央センターとしての機能の充実を図り、小集団療法や障がい児一時保育の実施など障がい児支援を継続して実施します。また、成人部門についても、サービスの充実に努めます。

・セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。

扶助費に関し、本年度は体制の強化を行い、就労や就業などで困難を抱えている被保護世帯に対し、就労支援の拡充に努めるとともに、生活保護費の一層の適正化を進めます。

また、災害時要援護者支援事業に取り組み、安全安心の地域生活環境の充実に努めるとともに、市民後見人の養成や報酬の一部助成等成年後見制度の利用促進に努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ創生のあり方に関する研究（地域福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉

少子長寿社会が進展する中で、現在取り組みを進めている、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」と協働によって地域課題を解決していく「地域ケアネットワーク事業」と、町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援モデル事業」を踏まえ、生活環境部と共同して「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム（仮称）」や「コミュニティ創生研究会（仮称）」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組みます。

（目標指標：「地域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援モデル事業」を踏まえ、生活環境部と共同して「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム（仮称）」や「コミュニティ創生研究会（仮称）」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組みます。）

2 地域ケア推進事業の拡充（地域福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる共助のまちづくりを目指し、地域ケアネットワークのさらなる拡充と充実を図ります。具体的には、既に地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川・中原、西部地区においては、地域の事情にあわせて展開・検討されている地域サロン活動などの居場所づくり事業、見守り・支え合いの仕組みづくり等の活動への支援を引き続き行います。また、平成23年3月に設立した東部地区においては具体的な事業内容の検討など本格的な事業展開に向けて支援を行います。さらに、新たな地区での地域ケアネットワーク設立に向けて取り組みます。

福祉人財の養成とその活動支援については、傾聴ボランティア養成講座の開催によるボランティアの拡充や、地域における認知症サポーター養成講座の開催について認知症キャラバンメイトへの活動支援を継続します。また、本年度もルーテル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテーター養成講座を開催するなど地域での福祉人財の育成を図ります。あわせて、職員研修の一環として、市職員を対象とした認知症サポーター養成講座の実施について総務部と連携して取り組みます。

（目標指標：(1)地域ケアネットワークについては、①井の頭、新川中原、西部地区では事業の継続実施のための活動支援を行います。②東部地区では具体的な事業展開への支援を行います。③新たな地区での設立を検討します。(2)福祉人財養成とその活動支援については、ボランティアの拡充や、活動支援を継続します。）

- 3 災害時要援護者支援事業の推進（地域福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉
 高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するために、これまで実施したモデル事業を踏まえ、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式（小地域相互支援型同意方式）による要援護者情報収集をモデル地区で実施し、その結果を検証した上で、実施要綱を策定します。同時にデータ管理を個人情報の保護を図りつつ効率的に行うため、データ管理システムを作成します。そして、本事業についてのPRを行い、実施町会・自治会の拡大を図ります。
 （目標指標：町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式（小地域相互支援型同意方式）による要援護者情報収集をモデル地区で実施し、その検証結果に基づいて実施要綱を確定します。また、事業実施に必要なデータ管理システムを作成するとともに、本事業のPRによる実施町会・自治会の拡大を図ります。）
- 4 健康福祉総合計画 2022（仮称）の策定（地域福祉課他）〈「施政方針」掲載事業〉
 平成 23 年度から平成 34 年度までの 12 年間の計画期間とする健康福祉総合計画 2022（仮称）を策定します。本計画は第 4 次基本計画との整合を図りつつ、高齢者、障がい者、健康づくり、子どもの各分野の計画及び地域福祉計画、生活福祉関連計画を総合化して策定するものです。計画策定にあたっては、各分野の個別計画の検討市民会議の委員及び健康福祉審議会委員全員で構成する検討会議を設置するとともに、パブリックコメントの実施や健康福祉審議会での検討など、幅広い市民参加を図りながら、取り組みを進めます。
 （目標指標：計画検討会議及び健康福祉審議会での検討とパブリックコメントの実施などにより幅広い市民参加を図りながら、健康福祉総合計画 2022（仮称）を策定します。）
- 5 第五期介護保険事業計画の策定（高齢者支援課）〈「施政方針」掲載事業〉
 平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とする第五期介護保険事業計画を策定します。健康福祉総合計画 2022（仮称）の策定と同時に行うことから、介護保険制度以外の高齢者の諸施策や老人福祉計画も包含した「高齢者計画」と一体的に策定を進めます。
 （目標指標：第五期介護保険事業計画を策定します。）
- 6 第 3 期障がい福祉計画の策定（地域福祉課）〈「施政方針」掲載事業〉
 平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とする第 3 期障がい福祉計画を策定します。健康福祉総合計画 2022（仮称）の策定と同時に行うことから、障がい者に関連する様々な施策を包含した「障がい者計画」と一体的に策定を進めます。
 （目標指標：第 3 期障がい福祉計画を策定します。）
- 7 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種助成事業の実施（健康推進課）
（「施政方針」掲載事業）
 任意の予防接種である子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成によって接種の拡大を図り、市民のがんや疾病の予防を推進します（接種助成対象者：子宮頸がん予防ワクチン 中学生の女子、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン 0 歳児（生後 2 か月）から 5 歳児未満の乳幼児）。

(目標指標：助成回数は子宮頸がん予防ワクチン最大3回、ヒブワクチン1回～4回、小児用肺炎球菌ワクチン1回～4回とします。)

8 生活保護受給者の自立支援と適正運用 (生活福祉課) (「施政方針」掲載事業)

生活保護受給者に対する自立支援の体制整備を図り、自立支援プログラムに基づき、就労をはじめ社会生活及び日常生活の自立支援を効果的に行います。また、新たに年金・資産調査員を配置して年金受給権の確認や申請支援などを行うことで、自立促進とより一層の生活保護の適正運用に努めます。

(目標指標：自立支援プログラムを推進するとともに、年金・資産調査員の配置による自立促進と、より一層の生活保護の適正な運用を図ります。)

9 障がい者施設の整備費の助成 (地域福祉課) (「施政方針」掲載事業)

「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ようにするため、障がい者の地域での生活環境を整備します。その一環として、社会福祉法人などが行う障がい者就労支援事業所などの建設整備に要する費用の一部補助を引き続き行い、障がい者の日中活動の場の確保に努めます。

(目標指標：はばたけ第2(仮称)、巣立ち風ほかへの補助金の交付を行います。)

10 権利擁護センター運営事業の拡充 (高齢者支援課) (「施政方針」掲載事業)

高齢や障がいなどにより社会生活上の判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の利用促進を図るため、引き続き市民後見人の養成を進めます。また、後見報酬を負担することができない方に対し、市が一定額の後見報酬を助成することにより、安心して後見制度を利用できるように支援し、制度のより一層の推進を図ります。

(目標指標：市民後見人を養成するとともに、後見報酬の助成を行います。)

11 重度身体障がい者(児)ショートステイの実施 (地域福祉課)

(「施政方針」掲載事業)

重度身体障がい者(児)が、介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる重度身体障がい者(児)のショートステイ施設として、府中市にある生活介護事業所みずきに市民利用枠1床を新たに確保し、障がい者福祉の向上を図ります。

(目標指標：市民利用枠1床を確保し、その運用を開始します。)

12 障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けた事業所への支援基準の見直し (地域福祉課) (「施政方針」掲載事業)

障害者自立支援法に基づく就労支援等事業を開始した事業所に対しては、国等からの給付費で運営を行っています。また、平成23年度から、東京都は日中活動系サービス事業所助成として補助の仕組みを再構築しました。これにあわせ市においても従来の補助制度を改正します。具体的には、都の日中活動系サービス事業所助成に沿って要綱を改正し、施設整備費補助金(光熱水費、更新料)を抜本的に見直します。また、今後は家賃補助を段階的に見直します。

(目標指標：見直し後の障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱に基づく補助を行います。)